

産業文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第46号

産業文化センター条例の一部を改正する条例

産業文化センター条例（昭和59年岩手県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第2中表の部分を次のように改める。

区 分			普通利用料金の上限額						特別利用料金の上限額	
			9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで		
アリーナ	展示会、見本市、共 進会、品評会、興行 その他の催しに使用 する場合	土曜日及 び休日	1階及び2階 を使用	円 287,800	円 312,600	円 392,100	円 521,300	円 704,700	円 913,000	1 付加利用料金 入場料を徴収する場合は 、1日までごとに1日の最 高入場料（アリーナ、附属 展示場又は屋外展示場ごと に入場料を徴収する場合は 、それぞれの施設ごとの最 高入場料）の70人分に相当 する額 2 電気料 機械若しくは器具を設置 して電気を使用する場合又 は冷房若しくは暖房を使用 する場合には、実費 を基準として知事が定める 額 3 暖房料
			1階のみ使用	236,100	256,300	321,500	427,500	577,900	748,700	
		その他の 日	1階及び2階 を使用	239,300	260,500	336,000	433,600	586,800	760,300	
			1階のみ使用	196,400	213,700	275,600	355,700	481,300	623,500	
	アマチュアスポーツ 、サークル活動又は レクリエーションに 使用する場合	土曜日及び休日		81,900	89,400	111,700	149,000	200,900	260,500	
		その他の日		68,200	74,500	93,100	124,000	167,300	217,000	
附属展示場		土曜日及び休日		53,800	60,100	74,700	100,400	134,600	175,100	
		その他の日		45,300	50,200	62,500	83,200	112,600	145,700	
屋外展 示場	第1屋外展示場	土曜日及び休日（1ヘク タールまでごとに）		49,000	52,600	66,200	88,000	118,600	154,300	
		その他の日（1ヘクター ルまでごとに）		40,400	44,100	55,100	73,300	99,200	128,500	
	第2屋外展示場		土曜日及び休日（1ヘク		40,400	44,100	55,100	73,300	99,200	128,500

	タームまでごとに)							暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額
	その他の日（1ヘクタールまでごとに)	34,300	36,800	46,500	61,200	83,200	107,800	

別表第3中表の部分を次のように改める。

区 分	普通利用料金の上限額						特別利用料金の上限額
	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで	
主催者事務室	円 1,100	円 1,220	円 1,590	円 2,070	円 2,820	円 3,670	電気料 エアコンディショナーを使用する場合（主催者事務室、第1主催者控室、第2主催者控室及び第3主催者控室に限る。）においては、実費を基準として知事が定める額
第1主催者控室	1,100	1,220	1,590	2,070	2,820	3,670	
第2主催者控室	1,100	1,220	1,590	2,070	2,820	3,670	
第3主催者控室	3,420	3,670	4,650	6,250	8,320	10,900	
第4主催者控室	370	470	620	730	1,100	1,350	
第1ロッカー室	1,100	1,220	1,470	1,950	2,690	3,420	
第2ロッカー室	1,100	1,220	1,470	1,950	2,690	3,420	
第1シャワー室	470	470	620	840	1,100	1,470	
第2シャワー室	470	470	620	840	1,100	1,470	
特別室	1時間までごとに2,430円						

別表第4中表の部分を次のように改める。

区 分	普通利用料金の上限額						特別利用料金の上限額	
	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで		
催事場	A会議室	円 7,470	円 8,210	円 10,160	円 13,590	円 18,370	円 23,760	電気料 機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合（第3会議室、第4会議室及
	B会議室	4,540	4,910	6,130	8,210	11,020	14,340	
	C会議室	1,000	1,000	1,350	1,710	2,310	3,050	

会議場	特別会議室	36,610	39,940	49,920	66,560	89,860	116,470	び第5会議室に限る。)又はエアコンディショナーを使用する場合(A会議室及びB会議室に限る。)においては、実費を基準として知事が定める額
	第1会議室	6,150	6,720	8,380	11,180	15,100	19,560	
	第2会議室	8,210	8,950	11,190	14,920	20,130	26,100	
	第3会議室	15,390	16,760	20,980	27,970	37,760	48,950	
	第4会議室	30,750	33,560	41,970	55,940	75,530	97,890	
	第5会議室	15,390	16,760	20,980	27,970	37,760	48,950	
	第6会議室	8,210	8,950	11,190	14,920	20,130	26,100	
	第7会議室	9,230	10,070	12,580	16,760	22,640	29,340	
	第8会議室	16,420	17,900	22,380	29,840	40,300	52,220	
	第9会議室	30,750	33,560	41,970	55,940	75,530	97,890	
	第10会議室	18,450	20,130	25,170	33,560	45,320	58,740	
	特別室	1時間までごとに2,430円						

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。